こんな悩みはありませんか?

消費生活相談員による出張相談会がスタート

橋本市では消費者行政の一環として、平成22年度から消費生活専門相談員による出張相談会を月２回、開設します。悪質商法の被害に遭った場合や、消費者問題に関する契約や取引のトラブルに巻き込まれたときは、一人で悩まずご相談ください。

■日　時

毎月第２・第４火曜日（祝日の場合は水曜日）
午後１時から４時まで（先着順）

■場　所

市役所北別館（心配ごと相談室）

■相談員

ＮＰＯ法人「消費者サポートネット和歌山」相談員
（和歌山県消費生活センターの実務経験者）

■費　用

無料

■持ち物

相談にあたっては、次の資料があるとよりスムーズにアドバイスできます。
・契約書または申込書
・これまでの経過がわかるもの
・商品や取扱説明書、カタログ　など

■問い合わせ

市民安全課 ☎33-1227

相談できる内容（例）

・契約や取引で悩んでいる
（訪問販売、電話勧誘販売など）
・悪質商法の被害に遭った
（悪質リフォーム、催眠商法など）
・商品やサービスに疑問を感じる
・身に覚えのない郵便物が届いた
・複数の借金返済に困っている
・インターネットでのトラブル
・商品を使って事故が起きた　など

ボランティア活動保険のご案内

橋本市では、市民の皆さんが安心・自立して地域社会づくりに参加できるよう、無償で公益活動をされている人に対し「ボランティア活動保険」の加入を支援します。この保険は年間を通じて（月１回以上）自主的な活動で地域に貢献されている人に市が保険料を負担し、活動中の万が一の事故に備えます。

■対象者

社会福祉協議会に登録または委嘱されており、次のいずれかに該当する人
①市内に住所を有する16歳以上の人
②市内の高等・各種学校に在籍する生徒
③市内の企業・事業所に勤務する18歳以上の人
④市内に活動拠点をおくボランティア団体に所属する18歳以上の人
※ただし、既に適用保険に加入されている人や有償ボランティア、自治会やＰＴＡなどの組織、親睦のための活動は対象外となります。

■保険料　無料（市が負担します）

■補償期間

加入申込手続き完了の翌月から平成23年３月31日まで

■申込方法

申請書に必要事項を記入・押印し、市民安全課まで提出してください。申請書は市民安全課と社会福祉協議会にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【市民安全課】

平成22年度 市税等納期限表（普通徴収分）

	固定資産税・都市計画税	個人市・県民税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月						
5月	全期・１期 5月31日(月)		全期 5月31日(月)			
6月		全期・１期 6月30日(水)				
7月	2期 8月2日(月)			全期・１期 8月2日(月)	1期 8月2日(月)	1期 8月2日(月)
8月		2期 8月31日(火)		2期 8月31日(火)	2期 8月31日(火)	2期 8月31日(火)
9月				3期 9月30日(木)	3期 9月30日(木)	3期 9月30日(木)
10月		3期 11月1日(月)		4期 11月1日(月)	4期 11月1日(月)	4期 11月1日(月)
11月				5期 11月30日(火)	5期 11月30日(火)	5期 11月30日(火)
12月	3期 12月27日(月)			6期 12月27日(月)	6期 12月27日(月)	6期 1月4日(火)
1月		4期 1月31日(月)		7期 1月31日(月)	7期 1月31日(月)	7期 1月31日(月)
2月	4期 2月28日(月)			8期 2月28日(月)	8期 2月28日(月)	8期 2月28日(月)
3月					9期 3月31日(木)	9期 3月31日(木)

●納税通知書の一括送付について

固定資産税は５月、個人市・県民税は６月、国民健康保険税および介護保険料は７月に納税通知書（納付書）を全期分まとめて一括送付しますので、失わないよう大切に保管してください。

●納付は便利な口座振替をご利用ください。（振替日は納期限と同日です。）

口座振替手続きに必要な申請用紙は、市内の金融機関の窓口および市役所納税課に用意しています。申請用紙に必要事項を記入・押印し、依頼する金融機関窓口に申し込んでください。なお、口座振替領収書の発行はしていませんので、通帳への記帳によりご確認ください。

●問い合わせ　納税課 ☎33-6109